

令和 8 年 8 月 24 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 10 の規定により、令和 8 年 8 月 24 日付けで下記のとおり、指定の一部の効力を停止しました。

記

1. 対象事業者

事業者名：有限会社 大東

2. 対象事業所

事業所名：グループホームほのぼの(事業所番号 4271200489)

サービスの種類：認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、
介護予防認知症対応型通所、介護予防認知症対応型共同生活介護

所在地：長崎県東彼杵郡東彼杵町里郷 2 3 4 3 番地 2

3. 処分内容

指定の一部の効力の停止 3 月

認知症対応型共同生活介護費、認知症対応型通所介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費の請求の上限を 7 割とする。

4. 指定の一部の効力の停止期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

5. 行政処分の理由

(1) 人員配置基準違反（法第 78 条の 10 第 1 項第 4 号）

計画作成担当者が、同法人の運営する他認知症対応型共同生活介護事業所にて介護に従事していた。

(2) 運営基準違反（法第 78 条の 10 第 1 項第 5 号）

令和 7 年 1 月から同年 10 月までの 6 件の事故について、町へ報告書の提出が無い。

(3) 人格尊重義務違反（法第 78 条の 10 第 1 項第 6 号）

利用者に受診が必要と考えられる症状があった際、適切な対応を行わず、症状の重症化を招いた。